

不服申立て事案答申第 255 号

不服申立て事案諮問第 275 号

件名：質問書に対する回答書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 9 月 12 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 26 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 5 年 9 月 12 日、審査請求人は A 警察署において、同人が令和 5 年 8 月 30 日に A 警察署長宛てに提出した「質問書」2 通及び「再質問書」1 通に係る「回答書」の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

私は、令和 5 年 8 月 30 日 A 警察署長あてに質問書を 2 通・再質問書を 1 通提出しました。

そこで

- ① 私が提出した質問書・再質問書
- ② 回答書
- ③ 処理方針を決定するための決裁書

(請求日現在、A 警察署警務課で保管するもの)
と記載されていた。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の特定

本件開示請求の「③ 処理方針を決定するための決裁書」について探索を実施したところ、A 警察署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（令和 5 年 8 月 30 日受理、整理番号：○）が当該質問書等への対応状況が記載された書類であると判明したことから、同取扱票の内容を確認した。

審査請求人が発した「再質問書」には

私は、令和 5 年 6 月 15 日、質問書を貴職あてに提出したが、回答がなかったため開示請求し、警察安全相談等・苦情取扱票（整理番号：○）が開示された。そこで以下の質問をするので令和 5 年 9 月 11 日までに文書で回答することを求めます。

と記載されていた。

警察安全相談等・苦情取扱票（整理番号：○）を確認すると、その内容は、審査請求人が令和 5 年 6 月 15 日に A 警察署に質問書（以下、「6 月 15 日質問書」という。）を提出したことから、これに対応した状況となっている。

なお、6 月 15 日質問書の質問事項は、それ以前に審査請求人に開示された証拠物件保存簿の内容について

- 1 「所有者又は差出人の住居及び氏名」が異なるのはなぜですか。
- 2 「本保管年月日」が異なる理由。
- 3 「備考欄」に庁外保管と記載されているが、どこに保管されているのか。

というものであり、これに対し、A 警察署は、それまでの対応時に

- 1 については、異なる理由はわからない
- 2 については、証拠物件ごとに手続きをした日が異なるため
- 3 については、庁外保管の場所は、A 警察署内であること

等の回答を行っていることから、文書での回答はないとしたものである。

そして、「再質問書」は、6 月 15 日質問書への対応状況を記した警察安全相談等・苦情取扱票（整理番号：○）に対する再度の質問である。

「再質問書」の質問事項は

- 1 6 月 15 日質問書に対し、なぜ文書で回答しないのか
- 2 6 月 15 日質問書の 1 の項目について、所有者も不明なのはどうしてか
- 3 6 月 15 日質問書の 2 の項目について、どうして同一事件について、手続き日が異なるのか、理由を明らかにしなさい
- 4 6 月 15 日質問書の 3 について、証拠物件が A 警察署に保管されていると言ったのに庁外保管（検察庁送致）と記載されていることは齟齬があ

るので、調査すること

5 警察安全相談等・苦情取扱票（整理番号：○）について、受理者である警部補の氏が開示されていることが齟齬^{そご}があること、申出の要旨及び受理時における状況の日付が誤っている

等の内容であった。

続いて、令和 5 年 8 月 30 日に審査請求人が発した 2 通の「質問書」であるが、1 通目の「質問書」の質問事項は、

○ 保有個人情報開示請求書の提出時に本人確認をすることになっているが、

・本人確認書類を複写又は書き写ししていたものを提示で良い変更した時期はいつか

・なぜ、本人確認をした書類について、複写又は書き写しから提示のみで変更したのか

等というものであった。

2 通目の「質問書」の質問事項は、

○ セグウェイは、原動機付自転車であるのか、搭乗型移動支援ロボットであるのか、いずれか

○ 原動機付自転車とは、どういったものが該当するのか、A 警察署に 7 年以上にわたり質問しているが、いつまで回答しないのか

等というものであった。

よって、当該「再質問書」及び「質問書」2 通を受け取った時の状況を調査したところ、当該「再質問書」等を受け取る以前に、審査請求人から口頭で質問を受けていたものであり、それに対して A 警察署員により口頭で回答されていたことが確認された。

そして、警察安全相談等・苦情取扱票（令和 5 年 8 月 30 日受理、整理番号：○）内には「いずれも、対応しているものであり、文書での回答はしないこととする。」と記載されており、A 警察署長まで報告された上、所属長指揮事項欄に「了解」と記載され解決したものとして処理されていた。

よって、当該「再質問書」等に対する回答書は作成されておらず、本件開示請求に係る保有個人情報は存在しないことを確認した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、本件決定通知書（令和 5 年 9 月 26 日付け務住発第 3567 号）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

本件保有個人情報については、(1)アのとおり、作成されていないため、保

有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

ウ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「質問書（2 通）及び再質問書（1 通）が存在していて、回答書が存在しないのは不合理である。」と主張している。

しかしながら、当該質問書等を受理した A 警察署においては、「文書での回答はしないこととする」との判断がなされていることから、回答書が作成されていないことは明らかであり、審査請求人の主張は失当である。

(2) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が処分庁に提出した令和 5 年 8 月 30 日付け質問書（2 通）及び再質問書（1 通）（以下「本件質問書」という。）に対する回答書である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、審査請求人が提出した本件質問書の処理結果については、警察安全相談等・苦情取扱票（令和 5 年 8 月 30 日受理のもの）に記載されており、その内容は、A 警察署が本件質問書を受け取る以前に審査請求人から口頭で質問を受けていたもので、それに対して A 警察署員から審査請求人に対して口頭で回答していたことから、文書での回答は行わないこととしたとのことである。

当審議会において処分庁から提出された警察安全相談等・苦情取扱票（令和 5 年 8 月 30 日受理のもの）の内容を確認したところ、申出の要旨及び受理時における取扱状況欄に「文書での回答はしないこととする。」との記載があり、さらに所属長指揮事項欄に「了解」と記載されていることから、解決したものとして処理されていることが認められる。

これらのことからすれば、本件請求対象保有個人情報は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は令和5年8月30日、A警察署長あてに質問書を2通、再質問書を1通提出しました。そこで②「回答書」(請求日現在、A署警務課で保管するもの)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 1. 9	諮問（弁明書の写しを添付）
6.11.11 (第243回審議会)	審議
6.12.16 (第244回審議会)	審議
7. 1. 29	答申